附属書 I – 認証範囲の記述

認証適用範囲の記述は、被認証組織によって提供される、認証機関によって審査された、プロセス／活動、製品及び／又はサービスを表すこと。

認証範囲の記述に対する要求事項の表

基準		要求事項
1	言語	1. 適用範囲は英語で記述すること、しかし 2. 他言語が加えられることがある（被認証組織の国の言語等）。
2	認証範囲の内容	認証範囲の記述は以下であること： 1. スキームの適用範囲内であること。 2. 認証機関によって審査された、被認証組織のプロセス／活動、提供している製品及び／又はサービスを明確にすること。 3. 同じ法人に属し、その食品安全マネジメントシステム内にある主なプロセス／活動を簡潔に記述すること。 4. 分かり易く、意図した用途を反映すること。 5. 宣伝に関わる記述又は主張は含まないこと。
3	包装資材	1. 特定の種類の包装資材を明確にすること（プラスチック、紙、板、ガラス、金属等）。 2. 食品及び／又は飼料産業用向けであることを特定すること。 注記： 個人的なケア製品、医薬又は他の用途のための包装はスキームの適用範囲には入らない。
4	副産物	飼料産業での使用を意図した食品製造からの副産物は、次の場合、食品の適用範囲の記述に含まれることがある： a. 飼料産業での使用を意図したものと記述されている。
	サイト外の活動	サイト外の活動は、以下である場合のみ、適用範囲の記述に含まれることがある：
5	言語	3. 適用範囲は英語で記述すること、しかし 4. 他言語が加えられることがある（被認証組織の国の言語等）。

6	添加物として使用されるガス	1. （食品又は包装いずれかの用途の）添加ガスは、FAO Codex 国際連合食糧農業機関（FAO） 国際食品規格委員会（Codex）の承認された添加物リスト（www.fao.org/input/download/standards/9/CXA_006efs_2015.pdf)）に含まれていなければならない。 2. ガスの用途は特定されなければならない、例えば、「食品成分又は包装用ガスとして使用される...」。

注
2017 年 1 月 1 日より、「倉庫保管及び流通」についての範囲の声明は、「輸送及び保管」に置き換えられた［上表 6 項］。